

(案)

電力供給契約書

堺市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、クリーンセンター東工場ほか1施設で使用する電力の供給に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、この契約の条項に従って、発注者に対し、発注者が使用する電力を継続して、安定供給するものとし、発注者は、この契約の条項に従って当該電力の供給を受け、自己の必要に応じて使用するものとする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- （1）調達物品 クリーンセンター東工場ほか1施設で使用する電力
- （2）契約電力
 - ア 契約電力 （仕様書のとおり）
 - イ 予定使用電力量 （仕様書のとおり）
- （3）契約金額 別添1 契約料金表（以下「料金表」という。）のとおり
- （4）需要場所 堺市クリーンセンター東工場 （仕様書のとおり）
堺市立のびやか健康館 （仕様書のとおり）
- （5）契約期間 令和9年4月1日0時00分から
令和10年3月31日24時00分まで
- （6）供給仕様等 仕様書のとおり
- （7）契約保証金 要（落札金額の100分の10以上）。ただし、堺市契約規則第30条の2に該当するときは免除することがある。
- （8）この契約に規定する請求、通知、通告、申出、同意及び解除は、書面により、これを行う。
- （9）この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- （10）この契約に規定する金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- （11）この契約は、日本国の法令に準拠する。
- （12）この契約により生じた権利義務に関する訴訟については、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の業務の履行

に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者のこの契約から生じる債権の譲渡について、前項ただし書の承諾をしなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、この契約から生じる債権の譲渡により得た資金をこの契約の業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(機密を守る義務)

第4条 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項について、その取扱い及び管理を適切に行うために必要な措置を講ずるとともに秘密の保持に努め、当該事項を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第2条第5号に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

(契約電力の変更)

第5条 第2条第2号に規定する契約電力（以下「契約電力」という。）を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、これを変更することができるものとする。この場合、第2条第3号に規定する基本料金（以下「基本料金」という。）については、発注者と受注者とが協議の上、変更後の契約電力に応じてこれを変更するものとする。

- 2 発注者が前項の規定によらないで、契約電力を超過した場合は、受注者の責めとなる理由による場合を除き、発注者は第2条第2号に掲げる契約電力をただちに適正なものに変更するものとし、受注者が定める約款に規定のある場合は受注者に超過金として支払うものとする。

- 3 前各号に掲げるもののほか、契約電力の変更に伴い必要となる措置は、発注者と受注者とが協議の上、これを定めるものとする

(料金単価の変更)

第5条の2 一般送配電事業者が定める託送供給約款等の改定により、別添1に規定する基本料金単価、電力料金単価（以下「契約単価」という。）を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、契約単価を変更することができる。

- 2 前項に掲げるもののほか、契約単価の変更に伴い必要となる措置は、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(計量)

第7条 受注者は、発注者が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を、毎月1日の0時から当該月の最終日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量するものとする。

(代金の支払等)

第8条 受注者は、月毎に、料金表に規定した基本料金単価、電力量料金単価により計量期間にかかる電力料金を算出した金額（以下「代金」という。）を、計量期間の翌月に、発注者に対し、受注者からの適法な請求書により請求するものとする。

なお、使用電力量に小数点以下の端数があるときは、小数点第1位で四捨五入するものとし、計算の結果、代金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項に規定する請求書を受領したときは、すみやかに（「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定める期限内に）受注者が定める口座に、代金を支払うものとする。

3 発注者は、代金の支払遅延による料金については、受注者が定める電力需給約款の規定に基づき受注者に支払うものとする。

4 発注者は、何らかの事由により請求書の受領が遅れ、支払いが遅延するおそれが生じた場合は、すみやかに受注者にその旨を連絡するとともに、その請求書による代金の支払日等について、発注者と受注者とが協議の上、あらためてこれを定めるものとする。

5 発注者は、第1項に規定する請求書を受領した後、その請求内容又は請求書の全部又は一部に瑕疵があると認めたときは、受注者に対しその事由を明示して、当該請求書を返付する事ができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、受注者が是正した請求書を発注者が受領した日までの期間、支払日を延長するものとする。

(接続供給契約等の義務)

第9条 受注者は、堺市内を接続供給の供給区域とする一般送配電事業者との間に、受注者がこの契約に基づき電力を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結しなければならない。

(臨機の処置)

第10条 受注者は、災害防止等緊急の必要があるときは、臨機の処置をとらなければならない。この場合において、受注者は、その処置の内容を直ちに発注者に通知しなければならない。

(損害の負担)

第11条 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、直ちに発注者に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に関し、第三者（発注者の職員を含む。）に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第3条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれ

を提出したとき。

- (2) 正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (3) この契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 受注者として必要な資格が欠けたとき。
- (5) 契約履行上の過失又は不手際が度重なったとき。
- (6) 正当な理由なく、第22条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第12条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約解除を行った日が属する年度にかかる契約金額（単価契約の場合にあっては、契約単価に予定数量を乗じて得た額（以下「予定総額」という。））の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反してこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

(3) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

(4) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の

一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (6) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (9) 受注者が第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。
- (11) 契約履行上の重過失があったとき。
- (12) この契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第12条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 引き渡された成果物（成果物がない場合にあっては、履行した業務。以下同じ。）に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額（単価契約の場合にあっては、予定総額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第12条又は第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生

- 法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第2項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の違約金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

（受注者の契約解除権）

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（協議による契約解除）

第17条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の承諾を得て、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、これを賠償しなければならない。

（不正な行為等に係る賠償額の予約）

第18条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、受注者は、契約金額（単価契約の場合にあっては、予定総額。以下この条において同じ。）の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額の利息を加算した額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。この契約が履行された後についても、また同様とする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条、第8条の2又は第20条の規定による排除措置命令（独禁法第2条第9項第3号に該当する行為及び不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に係るものを除く。）を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 独禁法第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反するとして、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項若しくは第2項、第20条の2、第20条の3、第20条の5又は第20条の6の規定により課徴金の納付命令を受けた場合であって、独禁法第8章第2節に規定する手続を経て当該課徴金納付命令が確定したとき。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、独禁法第7条の2第1項（独禁法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により課徴金を納付すべき場合であって、納付命令を受けなかったとき。
- (4) 受注者が、独禁法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- (5) 受注者又はその役員、使用人その他これらに類する者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独禁法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると発注者が認めるとき。
- 2 前項（第5号及び第6号を除く。）の規定は、独禁法第2条の2第12項に規定する事前通知の対象となる行為であって発注者が特に認めるものについては、これを適用しないものとする。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、発注者の受注者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
- （不完全履行による減額、損害賠償）
- 第19条 発注者は、受注者が業務の一部を履行しないとき、又は業務の履行が不完全であるときは、契約金額から、その不履行又は不完全部分に相当する金額の減額を請求することができる。この場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。
- （履行遅滞の場合における損害金等）
- 第20条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の損害金は、契約金額（業務の一部について既に履行しており、第8条の規定により契約代金の支払いが行われている場合は、当該金額を控除した額とする。）につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第8条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合において、受注者は未受領金につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- （危険負担等）
- 第21条 業務が完了する前（成果物がある場合にあっては当該成果物の引渡し前）において、天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないものにより当該業務が履行不能となった場合その他損害が発生した場合においては、受注者がこれを負担するものとする。

(契約不適合責任)

第22条 発注者は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第23条 発注者は、引き渡された成果物に関し、引渡しを受けた日（成果物の引渡しがない場合にあつては、業務が完了した日）から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この条において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際（成果物の引渡しがない場合にあつては、業務が完了した際）に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合

合に関する請求等をする事はできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をする事ができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不適合であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

9 第1項の規定にかかわらず、契約不適合責任期間について契約書類（この契約書を除く。）で特別の定めをした場合は、その契約書類の定めるところによる。

（契約保証金）

第24条 受注者は、この契約の締結と同時に、現金又は国債、地方債その他の有価証券で発注者が確実と認めるものにより、契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、受注者は契約保証金の納付を免除される。

2 前項の規定により契約保証金を納付した場合、当該契約保証金は、受注者が、この契約に基づく債務を契約期間の初日から起算して1年間履行し、かつ履行遅滞その他義務の不履行が無いときに返還する。

3 契約保証金には利子を付さない。

（違約金等への充当）

第25条 第12条の2第1項の場合において、前条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第12条の2第1項に規定する違約金に充当することができる。この契約に基づき、発注者が受注者に対して賠償金又は損害金の請求権を有するときも、また同様とする。

（相 殺）

第26条 発注者は、受注者に対する金銭債権を有している場合において、受注者が第12条各号、第12条の2第1項第2号又は堺市契約規則第43条各号のいずれかに該当したときは、当該金銭債権と第8条第1項に定める電気料金の支払額とを相殺することができる。

（変更の届出）

第27条 受注者について、名称、所在地、代表者、受任者及び使用印鑑のいずれかの変更があったときは、速やかに発注者に届け出なければならない。

（契約の変更等）

第28条 発注者は、翌年度以降において予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる。また、契約期間中に消費税等の税率が変更された場合は、契約代金について変更契約を締結する場合がある。

（不当介入に対する措置）

第39条 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴排条例第2条第1号に規定する暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又

は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに発注者に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

2 発注者は、受注者が発注者に対し、前項に規定する報告をしなかったときは、暴排条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

3 発注者は、受注者が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が第1項の規定による報告及び届出を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

（紛争の解決）

第30条 この契約に関し紛争が生じた場合は、発注者と受注者との協議により解決を図るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停により、その紛争の解決を図ることができる。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とで折半し、その他のものは発注者と受注者とでそれぞれが負担する。

3 前2項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、前2項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても、その紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（賠償金等の徴収）

第31条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金（単価契約の場合にあっては発注総額）とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率で計算した額の延滞金を徴収する。

（疑義等の決定）

第32条 この契約に定めのない事項については、料金表及び仕様書並びに受注者が定める約款によるものとし、これらに定めがないとき又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、これを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、おの
おの 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
	名 称	堺市
	代表者	堺市長 永 藤 英 機

受注者	住 所
	名 称
	代表者

別添 1

契 約 料 金 表

【堺市クリーンセンター東工場】

(1) 特別高圧電力 B

①基本料金単価

円 銭（1 kW、1 月あたり）

※ただし、全く電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除く）の基本料金は、パーセントとする。

②電力量料金単価

夏季料金 円 銭（1 kWh あたり）

その他季料金 円 銭（1 kWh あたり）

(2) 特別高圧予備電力（予備線）

①基本料金単価

円 銭（1 kW、1 月あたり）

②電力量料金単価

円 銭（1 kWh あたり）

(3) 特別高圧自家発補給電力 B

①基本料金単価

円 銭（1 kW、1 月あたり）

※ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は、パーセントとする。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなすものとする。

②電力量料金単価

夏季料金 円 銭（1 kWh あたり）

その他季料金 円 銭（1 kWh あたり）

【堺市立のびやか健康館】

(1) 特別高圧自家発補給電力 A

①基本料金単価

円 銭（1 kW、1 月あたり）

※ただし、全く電気を使用しない場合の基本料金は、パーセントとする。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなすものとする。

②電力量料金単価

夏季料金 円 銭（1 kWh あたり）

その他季料金 円 銭（1 kWh あたり）

消費税及び地方消費税を含むものとする。

（夏季は毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで、その他季は毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間）

電力料金算出式

電力料金＝契約電力×基本料金単価×力率割引等＋電力量料金単価×使用電力量
＋（－）燃料費調整単価等×使用電力量＋再生可能エネルギー発電促進賦課金
単価×使用電力量